

## 川崎市妊婦健康診査等事務取扱要領

令和7年5月14日

7川こ児第1059号

局長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市妊婦健康診査実施要綱（以下「妊婦健診要綱」という。）第15条、川崎市産婦健康診査事業実施要綱（以下「産婦健診要綱」という。）第18条及び川崎市新生児聴覚検査事業実施要綱（以下「新生児聴覚要綱」という。）第18条の規定に基づき、妊婦健診要綱第3条第2項に規定する健康診査協力機関における妊婦健康診査、産婦健診要綱第3条第2項に規定する健康診査協力機関における産婦健康診査及び新生児聴覚要綱第3条第2項に規定する検査協力機関における新生児聴覚検査（以下「妊婦健康診査等」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(協定)

第2条 妊婦健診要綱第3条第2項に規定する健康診査協力機関、産婦健診要綱第3条第2項に規定する健康診査協力機関及び新生児聴覚要綱第3条第2項に規定する検査協力機関（以下「健康診査協力機関等」という。）との協定は、川崎市妊婦健康診査等の実施に関する協定書（第1号様式）により締結するものとする。

(実施報告)

第3条 健康診査協力機関等は、毎月1日から同月末日までに実施した妊婦健康診査等について、次の表に定める様式を、当該妊婦健康診査等を実施した月の翌月15日までに市長に提出する。ただし、毎年3月に実施した妊婦健康診査等については、当該月の末日までに提出しなければならない。

項目	提出が必要な様式
妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者が使用した妊婦健康診査受診券（実施機関請求用）（妊婦健診要綱第1号様式から第4号様式まで）及び妊婦健康診査費用補助券（実施機関請求用）（令和7年7月1日付改正前の妊婦健診要綱（以下「旧要綱」という。）第1号様式から第14号様式まで）</li><li>・妊婦健康診査請求明細書兼決定通知書（妊婦健診要綱第5号様式又は旧要綱第15号様式）</li></ul>
産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者が使用した川崎市産婦健康診査受診券（産婦健診要綱第1号様式又は第2号様式）</li><li>・川崎市産婦健康診査請求明細書兼決定通知書（産婦健診要綱第3号様式）</li><li>・産婦健康診査に要した費用が5,000円未満となる場合、川崎市産婦健康診査受診券額未滿利用時明細書（産婦健診要綱第4号様式）</li></ul>

<p>新生児聴覚検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児の保護者が使用した川崎市新生児聴覚検査受診券（新生児聴覚要綱第1号様式）</li> <li>・川崎市新生児聴覚検査請求明細書兼決定通知書（新生児聴覚要綱第2号様式）</li> </ul>
----------------	--

（費用の支払）

第4条 市長は、前条に基づき提出された様式を検査し、適正と認められるものについては、様式を市長が受け取った日から起算して検査期間を含め、40日以内に健康診査協力機関等に費用を支払う。

2 1件あたりの費用として算定する額は、妊婦健診要綱第11条第2項、産婦健診要綱第10条第2項及び新生児聴覚要綱第9条第2項の規定によるものとする。なお、事務手数料の額は、法令所定の消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

（川崎市妊婦健康診査事務取扱要領等の廃止）

2 次に掲げる要領は、廃止する。

（1）川崎市妊婦健康診査事務取扱要領（令和3年2月15日2川ここ福第1568号）

（2）川崎市産婦健康診査事業事務取扱要領（令和6年3月12日5川こ児第6808号）

（3）川崎市新生児聴覚検査事業事務取扱要領（令和4年6月9日4川ここ福第404号）

（経過措置）

3 この要領の施行前に前項各号に掲げる要領の規定により行われた手続その他の行為で現に効力を有するものについては、この要領の相当規定により行われたものとみなす。

## 川崎市妊婦健康診査等の実施に関する協定書

母子保健法、川崎市妊婦健康診査実施要綱、川崎市産婦健康診査事業実施要綱、川崎市新生児聴覚検査事業実施要綱及び川崎市妊婦健康診査等事務取扱要領（以下「要綱等」という。）に基づく妊婦健康診査事業等に関し、川崎市（以下「甲」という。）と要綱等に規定する健康診査協力機関等 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

### （妊婦健康診査の実施）

第1条 乙は、甲より妊婦健康診査受診券又は妊婦健康診査補助券（以下「妊婦健診受診券等」という。）の交付を受けた、本市に住所を有する妊婦が、乙において妊婦健康診査の受診を希望する場合に、乙は当該妊婦に、川崎市妊婦健康診査実施要綱第4条による妊婦健康診査を実施する。

### （妊婦健康診査費用における自己負担額）

第1条の2 乙は、前条に規定する妊婦健康診査を実施するに当たって、当該実施日の妊婦健康診査費用総額から、当該妊婦が提示した妊婦健診受診券等に記載されている券面額を差し引いた額を自己負担額として、当該妊婦にその支払いを求め、当該妊婦はこれを支払う。

### （妊婦健康診査の領収書の発行）

第1条の3 乙は、前条により自己負担額の支払いを受けた場合は、妊婦健診受診券等を利用したことによる差引額及び自己負担額を明記した領収書を、当該妊婦に対し発行しなければならない。

### （妊婦健康診査の費用の請求）

第1条の4 乙は、毎月1日から同月末日までに実施した妊婦健康診査で使用された妊婦健診受診券等の券数に、川崎市妊婦健康診査等事務取扱要領第4条第2項に規定する額を乗じて得た額を、甲に請求することができる。

### （産婦健康診査の実施）

第2条 乙は、甲より川崎市産婦健康診査受診券（以下「産婦健診受診券」という。）の交付を受けた、川崎市産婦健康診査事業実施要綱第2条に基づく対象者が、乙において産婦健康診査の受診を希望する場合に、乙は当該対象者に、川崎市産婦健康診査事業実施要綱第4条による産婦健康診査を実施する。

### （産婦健康診査費用における自己負担額）

第2条の2 乙は、前条に規定する産婦健康診査を実施するに当たって、当該実施日の産婦健康診査費用総額から、川崎市産婦健康診査事業実施要綱第6条で定める上限額を差し引いた額を自己負担額として、当該対象者にその支払いを求め、当該対象者はこれを支払う。

### （産婦健康診査の領収書の発行）

第2条の3 乙は、前条により自己負担額の支払いを受けた場合は、産婦健診受診券を利用したことによる差引額及び自己負担額を明記した領収書を、当該対象者に対し発行しなければならない。

### （産婦健康診査の費用の請求）

第2条の4 乙は、毎月1日から同月末日までに産婦健診受診券を利用して実施した産婦健康診査の件数に、川崎市妊婦健康診査等事務取扱要領第4条第2項に規定する額を乗じて得た額を、甲に請求することができる。

### （新生児聴覚検査の実施）

第3条 乙は、甲より川崎市新生児聴覚検査受診券（以下「新生児聴覚検査受診券」という。）の交付を受けた、川崎市新生児聴覚検査事業実施要綱第2条に基づく対象児の保護者が、乙において新生児聴覚検査の受診を希望する場合に、乙は当該対象児に、川崎市新生児聴覚検査事業実施要綱第4条及び第5条による新生児聴覚検査を実施する。

### （新生児聴覚検査費用における自己負担額）

第3条の2 乙は、前条に規定する新生児聴覚検査を実施するに当たって、当該実施日の新生児聴覚検査費用総額から、川崎市新生児聴覚健康診査実施要綱第5条及び第6条で定める検査区分による上限額を差し引いた額を自己負担額として、当該対象児の保護者にその支払いを求め、当該対象児の保護者はこれを支払う。

### （新生児聴覚検査の領収書の発行）

第3条の3 乙は、前条により自己負担額の支払いを受けた場合は、新生児聴覚検査受診券を利用したことによる差引額及び自己負担額を明記した領収書を、当該対象児の保護者に対し発行しなければならない。  
(新生児聴覚検査の費用の請求)

第3条の4 乙は、毎月1日から同月末日までに新生児聴覚検査受診券を利用して実施した新生児聴覚検査の件数に、川崎市妊婦健康診査等事務取扱要領第4条第2項に規定する額を乗じて得た額を、甲に請求することができる。  
(協定の取り消し)

第4条 甲及び乙は、次の場合には一方的にこの協定を取り消すことができる。

- (1) この協定の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合
  - (2) 協定条項に違反があった場合
  - (3) その他、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が本協定の解除が相当であると認めるとき。
- (説明義務)

第5条 乙は、本協定に基づく内容について、申請者又はその家族等の質問等に対して適切に説明しなければならない。

(秘密保持)

第6条 乙は、申請者に対する妊婦健康診査等を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は個人情報の保護を図るため、甲が別に定める「個人情報の取扱いに関するセキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めのない事項の取扱いについては、すべて要綱等の定めるところに準ずるものとする。要綱等に定めのない事項及び疑義が生じた場合の取扱いについては、母子保健法その他諸法令の定めるところに従い、甲乙協議のうえ決定する。

(協定書の効力)

第8条 この協定書の効力は、協定締結日にかかわらず、対象者が妊婦健康診査等を最初に受診した、令和  
年 月 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 川 崎 市  
川 崎 市 長

Ⓜ

乙 所 在 地  
名 称  
(法人名を含む)

代 表 者 名  
(役職名及び氏名)

Ⓜ